

## 1 目的

欧米豪を中心として 70 兆円を超えるともいわれるアドベンチャートラベラーのマーケットを本道観光に取り込むため、要求レベルの高い顧客のニーズに対応し、国際的にも評価される新たなアウトドアガイド制度の運営をすることを目的とする。

## 2 委託業務の内容

本事業における委託業務の内容は次のとおり。

### (1) 全体スケジュールの作成

本事業に関する全体スケジュールを作成する。

### (2) 認定申請受付及び審査

今年度制定する北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度実施要綱（仮称）や北海道アドベンチャートラベルガイド認定等要領（仮称）等関係する規定に基づき、ガイドの認定申請受付及び内容審査を行い、審査完了したものを当課へ報告する。（最終的な認定は当課で実施する。）

認定申請は原則としてインターネット上でのオンライン申請で受付することとし、その方法についても提案を行うこと。なお、受付方法については受託者の所有するシステム等は利用せず、来年度以降も継続可能なものを提案すること。

### (3) 認定対象とする研修等の調整及び周知

ATの国際団体であるAdventure Travel Trade Association(ATTA/米国)が規定するガイド基準（Adventure Travel Guide Standards(ATGS)）に対応した研修として道が認定した研修について、研修主催団体との調整やガイド認定者及びガイド候補者等への周知を行うほか、今後必要となる研修の検討（収支計画を含む）を行う。

なお、研修のテーマとなるATGSにおける中核的能力（Core Competencies）は以下のとおり。

ア 持続可能性（Sustainability）

イ 技術的能力と野外救急法（Technical Skills & First Aid）

ウ 安全・危機管理（Safety & Risk Management）

エ 顧客サービスとグループマネジメント（Customer Service & Group Management）

オ 自然・文化・歴史の解説（Natural & Cultural History Interpretation）

### (4) ガイド紹介ホームページ及び顧客アンケートフォームの整備

以下の機能をもったシステムを構築する。なお、システム構築と内容検討にあたっては、道と協議すること。

ア 認定ガイドのデータベースページ（地域・アクティビティのソート及び検索機能を有する一覧表及びガイド個別ページ）

イ 認定ガイドがデータベース上の個別ページにおけるPR欄を編集できる機能

ウ 顧客がガイド個人の評価を投稿できるフォーム

### (5) 民間資格運営団体との調整及びヒアリング

本制度の認定対象となる民間資格運営団体（日本山岳ガイド協会(JMGA)、日本サイクリングガイド協会(JCGA)、日本サイクルツーリズム推進協会(JCTA)、日本SUP指導者協会(SIJ)）との間において必要に応じて調整及びヒアリングを行う。

### (6) 持続可能な運営体制構築に向けた調査・検討

本制度が持続可能な運営体制となるよう、運営に必要な人工等の積算を行うほか、民間資格運営団体等の調査やガイドへのヒアリング等を行い、収入確保策及びガイド認定者確保策、本制度の改善点の検討を行う。

### (7) 運営マニュアル及び報告書作成

運営に必要な業務手順等をまとめたマニュアル及び委託業務報告書を作成する。

### 3 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
  - イ 原則として、過去 2 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
  - エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - （ア）本店及び事業所が所在する都道府県の税
    - （イ）消費税及び地方消費税
  - キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
  - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
    - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
    - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
    - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

### 4 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
  - ア 業務処理能力
    - （ア）業務を遂行するに当たって十分な実績を有しているか。
    - （イ）業務スケジュールを含め、全体的な処理能力に問題はないか。
    - （ウ）AT に関する業務経験やガイドを活用した AT ツアーの十分な知識を有しているか。
    - （エ）過去に電子申請システムの構築等、類似事例の実績を有しているか。
  - イ 業務処理体制
    - （ア）業務の実施体制、役割分担が明確にされているか。
    - （イ）アウトドアガイド、アウトドア観光事業者及び関係団体との連携・協力体制が確保されているか。
- (2) 企画提案の適合性
  - ア 制度運営
    - （ア）制度の趣旨を十分に理解した提案となっているか。
    - （イ）持続可能な運営体制構築に向けた事例調査先として適切な団体等が提案されているか。
    - （ウ）制度への意見や研修内容の希望等、ガイドへ十分なヒアリングが計画されているか。
  - イ オンラインデータベース等の整備
    - （ア）必要な機能が盛り込まれた魅力的な提案となっているか。
    - （イ）将来の拡張性や管理コスト削減が考慮された提案となっているか。
- (3) 道施策との適合性
  - ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における 4 つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
  - イ 「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
  - ウ 国の「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

## 5 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

## 6 予算上限額

15, 120千円（消費税及び地方消費税額含む）

【注】本業務は、令和5年北海道議会第二回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合があるほか、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や委託業務を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

## 7 委託期間

委託契約の日から令和6年（2024年）3月8日（金）まで。

## 8 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

### (1) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 登記事項証明書等（写し可）
- (イ) 道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- (ウ) コンソーシアムにあつては、協定書の写し
- (エ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類  
（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
  - ・ 健康保険法第48条の規定による届出
  - ・ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
  - ・ 雇用保険法第7条の規定による届出
- (オ) 該当する場合、次の書類
  - ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定証（写し可）
  - ・ 「障がい者就労支援企業認証制度」の認定証（写し可）
  - ・ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言書（写し可）

#### イ 提出部数

1部

#### ウ 提出期限

令和5年(2023年)6月30日（金）午後5時00分（必着）

#### エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部観光局観光振興課 担当：小林、渡辺（崇）  
電話 011-206-6944

#### オ 提出方法

持参又は郵送（必着。郵送は簡易書留に限る）

### (2) 企画提案書の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。
- (イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

#### イ 提出部数

8部（1部は提案者名を記載したもの、残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

#### ウ 提出期限

令和5年(2023年)7月14日（金）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

(1) のエに同じ

オ 提出方法

(1) のオに同じ

9 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに8の

(1) エの担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

(8) 関連情報を収集するための窓口

8の(1) エに同じ。

(9) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。

ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。